

## 審 査 基 準

平成 6 年10月 1 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第14条の2第2号
処 分 の 概 要：道路維持作業用自動車の指定
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：根拠条項に同じ。
審 査 基 準：判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：7日以内（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署 の交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通企画課企画指導係 078 - 341 - 7441（内線5023）
備 考：